

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月16日（平成29年（行情）諮問第94号）

答申日：平成30年7月9日（平成30年度（行情）答申第165号）

事件名：特定県内の保険医療機関に対する指導・監査に関する患者個別調書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東北厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年5月30日付け東北厚発0530第30号及び同年9月6日付け東北厚発0906第25号により行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定協会は、社会保険医療の適正な遂行を行い、以て県民の医療と健康を守るために活動しており、そのために保険医の義務と権利を会員に周知、徹底するように努めております。今般、会員である当該医療機関に下された行政処分に対し、その結果が公正、公平に行われかつ適正なものであったか否かを当協会独自に検証し、その結果を基に当該医療機関に対して指導、助言を行うとともに、適正な社会保険医療の遂行を会員に周知するために、今回、当該医療機関に対する指導、監査、行政処分に関する文書の開示請求を行ったものであります。

もとより診療報酬の請求は、健康保険法等の法律に基づき公的医療保険制度の仕組みの中で行なわれております。また診療報酬の原資は、国民の税金、保険料で賄われており、診療報酬の請求及び審査、支払い、指導、監査等については、その流れや内容の詳細については、原則として

国民に対してオープンにされるべきものと考えます。一方で、個人情報保護等の観点から、個人が特定される情報の開示については一定の配慮が必要であると考えます。

しかしながら、この度の情報開示は、オープンにされるべき内容の多くが不開示とされ、監査に至った経緯・内容、監査や取消の要因となった患者調書、聴聞、弁明の記録等が不明であり、情報開示として甚だ不十分であると考えます。

不開示の根拠としている「不開示理由B」は、情報を開示することによって当該保険医療機関や当該保険医が「不利益になるおそれがある」とのことですが、当該医療機関及び当該保険医は、特定期間に渡る長期の保険指定取消処分を受け、さらに不正・不当に取得したとされる診療報酬の返還等、十分に「不利益」を受けております。加えて、新聞報道等により処分内容が患者や地域住民の知るところとなり、社会的制裁も受けており、「不利益」処分を実施し得るのは行政のみであり、情報が開示されたことで、当該保険医療機関及び保険医に対して「不利益」が及ぶ事態は他に考えられず、当該医療機関が会員であることから当協会が当該医療機関に「不利益」を与える可能性はないものと考えます。

行政文書の情報開示は、法に基づき行なわれておりますが、この度の開示は法5条（行政文書の開示義務）を拡大解釈し、必要以上に不開示としているのではとの疑念を払拭できません。

保険医に対する監査が正当・公平に行なわれ、かつ適正なものであったのか否かを客観的かつ公正に検証するための資料として、今回の開示内容では不十分であると考えます。従いまして、今回の開示内容のままであれば、監査が不当・不公平に行なわれ、不当な処分が下されてしまった可能性や取消処分の妥当性ひいては、そもそも監査を受ける十分な理由があったのかどうかの疑念が生じることになります。情報が個人情報に配慮されながらも、ある程度オープンにならなければ、監査の正当性についての疑念は払拭されないものと考えます。

したがって、この度の開示内容は法1条（目的）「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」から逸脱していることは否めず、国民の知る権利を尊重しない不当なものであると考えます。

つきましては、上記の趣旨ならびに法律の目的に照らし、適正な開示を再度求めます。

開示を求めるポイントは以下のとおりです。

表示したページに該当する黒塗りの部分について開示を希望します。
ただし、患者氏名、住所、立会人氏名等（「等」には、立会人役職及び
固有名詞を含む。）の開示は必要ございません。

（左の番号は文書番号）

- 1 個別指導関係書類 15, 16, 18ないし48, 82, 105ないし110, 117, 178及び179頁
- 2 患者調査実施起案 3頁
- 3 患者調査結果報告起案1 3ないし6頁
- 4 患者調査結果報告起案2 5ないし14頁
- 8 別指導再開通知起案 26及び27頁
- 9 監査実施通知起案 11及び13頁
- 10 監査実施通知起案 15及び16頁
- 12 監査結果報告書 2ないし5頁
- 13 監査実施通知起案 9及び10頁
- 14 監査結果報告書 2ないし4及び9ないし12頁
- 15 監査実施通知起案 9及び10頁
- 16 監査結果報告書 2及び4頁
- 17 関係者調書 1ないし9頁
- 19 監査結果報告書 2ないし23頁
- 20 監査関係書類にかかる同意・受領書 2ないし6頁
- 22 監査結果報告書 3ないし36頁
- 24 監査結果報告書 2ないし4, 7ないし128, 133及び134頁
- 25 聴取調書 2ないし10及び14ないし17頁
- 26 聴取調書2 1ないし3, 5ないし11, 13, 14, 17ないし68及び70ないし101頁
- 27 聴取調書3 1ないし16頁
- 28 聴取調書4 1ないし15頁
- 29 聴取調書5 1ないし16頁
- 30 聴取調書6 1ないし27頁
- 31 患者個別調書1 1ないし20, 25ないし29及び33ないし36頁
- 32 患者個別調書2 1ないし57及び70ないし72頁
- 33 患者個別調書3 1ないし33及び36頁
- 34 患者個別調書4 1ないし6及び12ないし15頁
- 35 患者個別調書5 1, 2及び5ないし8頁
- 36 患者個別調書6 1ないし4及び7ないし10頁
- 37 患者個別調書7 1及び2頁

- 38 患者個別調書 8 1ないし13頁
- 39 患者個別調書 9 1ないし6頁
- 40 患者個別調書 10 1ないし23及び30ないし32頁
- 41 患者個別調書 11 1ないし15及び20ないし22頁
- 42 患者個別調書 12 1ないし3及び6ないし8頁
- 43 患者個別調書 13 1ないし34及び45ないし48頁
- 44 患者個別調書 14 1ないし55及び68ないし70頁
- 45 患者個別調書 15 1ないし14及び5ないし7頁(原文ママ)
- 46 患者個別調書 16 1頁
- 47 患者個別調書 17 1ないし7, 10, 12, 14ないし16, 18, 19, 21, 23, 24, 26, 27, 29, 30, 32, 33, 35, 36, 38ないし40, 42, 44, 46, 48, 49, 51, 53, 55, 56, 60ないし69, 72, 74, 76及び78ないし81頁
- 48 患者個別調書 18 1ないし62, 64ないし93, 95, 96, 98ないし130, 132ないし161, 163ないし183, 185ないし231及び233ないし241頁
- 49 患者個別調書 19 1ないし172, 173の画像に写っていない部分及び174ないし241頁
- 50 患者調査書 1 2ないし40及び42ないし61頁
- 51 患者調査書 2 5, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 66, 71, 87, 81, 86, 91及び96頁
- 52 その他関係書類 9及び32頁
- 54 弁明書 1及び2頁
- 55 弁明書 2 1及び2頁
- 56 東北厚生局歯科監査打ち合わせ報告書類 2ないし6, 10ないし24及び26ないし29頁
- 57 厚生労働省保険局長内議起案 6ないし8及び13ないし17頁
- 59 聴聞関係書類 1, 2, 20, 32, 42, 43及び46ないし52頁
- 60 東北地方社会保険医療協議会諮問起案 10, 11, 13ないし16, 20, 21, 22ないし26, 28, 30ないし38及び40ないし45頁
- 61 東北地方社会保険医療協議会書類 1ないし13, 25, 27, 28ないし30, 36ないし43, 47, 49ないし52及び56ないし61頁
- 62 保険医療機関指定取消, 保険医登録取消起案 9, 13, 70及び74頁

6 3 マスコミ対応関係書類 3ないし9頁

(2) 意見書

まずは、前回不開示となりました情報の一部を開示頂けることにつきまして、感謝申し上げます。

さて、諮問庁による「理由説明書」において、不開示を維持すると判断されました内容について、下記の理由につき、次の文書の開示を引き続き要望致します。

ア 開示頂きたい内容

(ア) 「保険医の弁明」の内容

(イ) 「聴取調書」の内容（質問と回答の内容）

(ウ) 「患者個別調書」の「患者調査の結果」

(エ) 「聴聞調書」の内容

(オ) 文書番号62「不利益処分の原因となる事実」のうち、不開示とされた部分

イ 「理由説明書」への反論及び開示を求める理由

理由説明書の3理由(4)「不開示情報該当性について」には、「保険医の弁明」は、保険医の内心の発露がありのままに記載されていることから、公にすることにより個人の権利利害を書するおそれがある。また、「患者調査の結果」は、診療内容や治療履歴については、他人に知られる事を忌避する性質の患者の機微にわたる私的な情報であるため、公にすることで、個人の権利利害を害するおそれがある。とのことですが、当協会は患者の氏名等の個人情報の開示は求めておらず、したがって、個人の特定は不可能であり、また特定するつもりもないことから、個人の権利利害を害することにはならないと考えます。

さらに、保険医への聴取内容が記されている「聴取調書」は、調査内容・調査方法等監査の具体的な手法について、不正請求を行なっている医療機関が知ること、患者への口止め工作、監査資料の改ざんなどの監査対策がなされ、不正の隠ぺい、監査が妨害される恐れがある。とのことですが、開示を求める資料は不正・不当請求を行なっている医療機関が閲覧するものではありません。

今回、当協会が審査請求させて頂きました趣旨は次のとおりです。

特定協会は、社会保険医療の適正な遂行を行い、以て県民の医療と健康を守るために活動しており、そのために保険医の義務と権利を会員に周知、徹底するように努めております。今般、会員である当該医療機関に下された行政処分に対し、その結果が公正、公平に行われかつ適正なものであったか否かを当協会独自に検証し、その結果を基に当該医療機関に対して指導、助言を行うとともに、適正な

社会保険医療の遂行を会員に周知するために、今回、当該医療機関に対する指導、監査、行政処分に関する文書の開示請求を行ったものであります。

もとより診療報酬の請求は、健康保険法等の法律に基づき公的医療保険制度の仕組みの中で行なわれております。また診療報酬の原資は、国民の税金、保険料で賄われており、診療報酬の請求及び審査、支払い、指導、監査等については、その流れや内容の詳細について、原則として国民に対してオープンにされるべきものと考えます。一方で、個人情報保護等の観点から、個人が特定される情報の開示については一定の配慮が必要であると考えます。

個人情報への配慮は必要ですが、そのことを盾に、オープンにされるべき情報が隠される事はあってはならないと考えます。今回、一部分の情報が開示される事は一步前進と考えますが、監査が不当・不公平に行なわれ、不当な処分が下されてしまった可能性や取消処分の妥当性ひいては、そもそも監査を受ける十分な理由があったのかどうかの疑念は、前記しました（ア）から（オ）の資料が開示されない限り、依然払拭できないものと考えます。

したがって、当協会は法1条（目的）「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」を遵守し、適正に開示されることを再度求めるものです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成28年4月1日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年11月30日付け（同年12月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、下記2に掲げる原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 不開示部分について

本件審査請求において審査請求人が開示を求める部分は、別紙2のとおり、原処分で開示決定した64文書中54文書の不開示部分（患者氏名、住所、立会人氏名等を除く。以下「原処分不開示部分」という。）である。

このうち、不開示を維持する部分については、法5条1号、2号イ及び6号イに該当することから、以下、不開示情報該当性について説明する。

イ 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）等に基づき、傷病等について保険給付（療養の給付）を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。以下同じ。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないこととされている。

指定を受けた保険医療機関等は、その責務として、厚生労働省令に定めるところにより、療養の給付を担当しなければならないこと（健保法70条）、また、登録を受けた保険医等は、その責務として、厚生労働省令の定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならないこと（同法72条）とされている。

ウ 保険医療機関等に対する指導・監査について

（ア）保険医療機関等・保険医等に対する指導は、保険診療の質的向上及び適正化を図るため、健保法73条及びその他の関係法律の規定に基づき、療養の給付等に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものであり、平成7年12月22日付け保発117号（以下「保発117号通知」という。）の別添1「指導大綱」（以下「指導大綱」という。）に基づき指導対象保険医療機関等を選定の上、指導を実施している。

指導の形態としては、①集団指導、②集団的個別指導及び③個別指導（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関

等において個別に面接懇談方式により実施)の3形態がある。

個別指導後の措置については、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、①概ね妥当、②経過観察、③再指導及び④要監査の4種類があり、個別指導後は、保険医療機関等に対し、指導結果及び指導後の措置について文書により通知し、指導結果で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める旨、指導大綱に示されている。

(イ) また、保険医療機関等・保険医等に対する監査は、保険診療の質的向上及び適正化を図るため、健保法78条及びその他の関係法律の規定に基づき、療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求について行うものであり、具体的には保発117号通知の別添2「監査要綱」(以下「監査要綱」という。)においてその取扱いが示されている。

監査は、監査要綱において、①診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、②診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、③度重なる個別指導(「指導大綱」に定める「個別指導」をいう。以下同じ。)によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき、④正当な理由がなく個別指導を拒否したときのいずれかに該当する場合に行うものとされている。

監査の結果、①故意に不正又は不当な診療を行ったもの、②故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの、③重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの、④重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもののいずれか1つに該当したときは、保険医療機関等の指定の取消処分又は保険医等の登録の取消処分が行われる。

エ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号該当性

本件対象不開示部分のうち、法5条1号の規定により不開示を維持する部分には、特定保険医療機関を受診した特定患者(以下単に「特定患者」という。)の生年月日、保険者番号、被保険者記号番号や患者個別調書の「患者調査の結果」欄等の特定患者の特定保険医療機関における診療内容や治療歴等が、また、被監査者の印影や患者個別調書の「保険医の弁明」欄等の監査における保険医等の弁明が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しな

い。

また、患者個別調書の「患者調査の結果」欄等に記載されている特定患者の特定保険医療機関における診療内容や治療歴等については、他人に知られることを忌避する性質の患者の機微にわたる私的な情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

さらに、患者個別調書の「保険医の弁明」欄等に記載されている監査における保険医等の弁明については、具体的には被監査者である保険医等の監査で明らかになった不正又は不当請求の事実に対する反論や申し開き等その内容としており、保険医等の内心の発露がありのままに記載されていることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考ええる。

(イ) 法5条2号イ該当性

原処分不開示部分のうち、法5条2号イの規定により不開示を維持する部分には、保険医療機関の指定の取消処分を受けた特定保険医療機関の取引先である特定企業の住所、事業形態等、また、特定患者に処方された薬剤の調剤歴がある保険薬局又は特定患者の受診歴がある保険医療機関の住所、電話番号等、さらに、当該取消処分に関し照会があった報道機関の電話番号が記載されている。

これらの情報のうち、特定保険医療機関の取引先である特定企業の住所、事業形態等、また、特定患者に処方された薬剤の調剤歴がある保険薬局又は特定患者の受診歴がある保険医療機関の住所、電話番号等を公にすると、当該特定企業等の名称が明らかとなり、当該特定企業等が特定保険医療機関の不正請求等に関係しているのではないかとの憶測を呼ぶおそれがある。これが広く拡散すると、いわゆる風評被害が発生する等により当該特定企業等の営業面に支障が生ずる等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条2号イに該当する。

また、当該取消処分に関し照会があった報道機関の電話番号については、一般に公にされておらず、これを公にすると、当該報道機関において必要とする業務遂行上の連絡に支障を来す等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考ええる。

(ウ) 法5条6号イ該当性

原処分不開示部分のうち、法5条6号イの規定により不開示を維持する部分には、聴取調書における被監査者に対する聴取内容等が記載されている。

監査は、保険医療機関等又は保険医等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。

保険医療機関等又は保険医等に対する監査後の措置（①取消処分（保険医療機関等の指定の取消（健保法80条）及び保険医等の登録の取消（同法81条））、②戒告及び③注意の3種類がある。）を行うためには、監査において、不正又は不当に係る動機、状況、時期、頻度、金額等の詳細な確認を行い、それら詳細な内容が記載された資料に基づき行う必要がある。

監査後の措置が取消処分の場合に限り、各地方厚生（支）局において取消処分となった個別の保険医療機関等の名称、保険医等の氏名等の基本的な事項をその都度公表しているが、不正又は不当に係る事実が明らかとなった調査内容・調査方法等、具体的な監査の手法等については、不正又は不当な診療又は診療報酬の請求を行っている一部の保険医療機関等がそれを知り、患者への口止め工作、監査提出資料の改ざん、監査における聴取に対する対策等を行い、不正又は不当の事実を隠蔽する等の監査妨害等を行うおそれがあることから公表していない。

当該不開示部分は、聴取調書における被監査者に対する聴取内容等であり、不正又は不当に係る事実が明らかとなった具体的な監査の手法等が確認できる情報であって、これを公にすると、上記のとおり、監査における正確な事実の把握が困難になるおそれ等があるため、法5条6号イに該当する。

以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

(4) 結論

以上のとおり、別紙2に掲げる原処分不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

理由説明書の別紙2の「文書番号56」の10-24頁について、以下のとおり改める。

※ 以下略（別紙2に反映済み。）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年3月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年4月13日 | 審議 |
| ④ | 同年5月8日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 平成30年3月2日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月30日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑦ | 同年7月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分における不開示部分のうち、(1)「保険医の弁明」の内容、(2)「聴取調書」の内容(質問と回答の内容)、(3)「患者個別調書」の「患者調査の結果」、(4)「聴聞調書」の内容及び(5)文書番号62「不利益処分の原因となる事実」のうち、不開示とされた部分の開示を求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別紙2の3欄に掲げる部分を開示することとするが、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示を維持すべきとしているので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示を維持すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 法5条1号該当性について(通番1ないし通番3、通番5ないし通番8、通番10、通番12ないし通番15、通番17、通番19、通番21、通番23、通番25、通番27、通番29ないし通番36、通番38ないし通番40、通番42ないし通番60、通番62ないし通番93及び通番95ないし通番110)

ア 通番5、通番6(開設者及び保険医印影)、通番8、通番10(下記ウを除く。)、通番13、通番14(下記イ及びウを除く。)、通番15、通番17、通番19、通番21、通番23、通番25、通番27、通番29(下記ウを除く。)、通番30(下記ウを除く。)、通番31(下記ウを除く。)、通番32(下記ウを除く。)、通番33(保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日並びに開設者及び保険医印影)、通番35(被保険者の記号番号)、通番36(下記ウを除く。)、通番38(被保険者の記号番号)、通番39(下記ウ

を除く。), 通番 4 0 (下記ウを除く。), 通番 4 2 (被保険者の記号番号), 通番 4 3 (下記ウを除く。), 通番 4 4 (被保険者の記号番号), 通番 4 5 (下記ウを除く。), 通番 4 6 (被保険者の記号番号), 通番 4 7 (患者個別調書), 通番 4 8 (保険者番号, 被保険者の記号番号, 患者生年月日, 開設者及び保険医印影並びに患者電話番号), 通番 4 9 (保険者番号, 被保険者の記号番号, 患者生年月日並びに開設者及び保険医印影), 通番 5 0 (下記イ及びウを除く。), 通番 5 1 (被保険者の記号番号), 通番 5 2 (下記ウを除く。), 通番 5 3 (被保険者の記号番号), 通番 5 4 (下記ウを除く。), 通番 5 5 (被保険者の記号番号), 通番 5 6 (下記ウを除く。), 通番 5 7 (4 5 頁 1 行目不開示部分及び被保険者の記号番号), 通番 5 8 (保険者番号, 被保険者の記号番号, 患者生年月日, 患者番号並びに開設者及び保険医印影), 通番 6 0 (下記ウを除く。), 通番 6 2, 通番 6 3 (保険者番号, 被保険者の記号番号, 患者生年月日, 開設者及び保険医印影並びに資料 7 頁), 通番 6 4, 通番 6 5 (下記イを除く。), 通番 6 6 (保険者番号, 被保険者の記号番号, 患者生年月日並びに開設者及び保険医印影), 通番 6 7, 通番 6 8 (保険者番号, 被保険者の記号番号, 患者生年月日並びに開設者及び保険医印影), 通番 6 9 (患者個別調書), 通番 7 0 (下記イ及びウを除く。), 通番 7 1 (下記イ及びウを除く。), 通番 7 2, 通番 7 3, 通番 7 4 (患者個別調書), 通番 7 5, 通番 7 6 (患者個別調書), 通番 7 7 (保険者番号, 被保険者の記号番号, 患者生年月日並びに開設者及び保険医印影), 通番 7 8, 通番 7 9 (下記イを除く。), 通番 8 0 (下記イ及びウを除く。), 通番 8 1 (下記イ及びウを除く。), 通番 8 2 (下記ウを除く。), 通番 8 3 (下記ウを除く。), 通番 8 4 (下記イ及びウを除く。), 通番 8 5 (下記イ及びウを除く。), 通番 8 6 (下記イ及びウを除く。), 通番 8 7 (被保険者の記号番号), 通番 8 9, 通番 9 0 (開設者印影), 通番 9 1 (保険医印影), 通番 9 2, 通番 9 3 (下記ウを除く。), 通番 9 5 ないし通番 1 0 3, 通番 1 0 6, 通番 1 0 8 及び通番 1 1 0 は, 調査対象者等の役職, 続柄, 住所, 生年月日, 保険者番号, 被保険者記号番号, 患者 ID, 出身大学, 卒業年度, 医籍登録年月日, 勤務歴, 家族構成及び印影であり, 法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であり, 部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法 5 条 1 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

イ 通番 6（上記アを除く。）、通番 14（弁明書のうち記載内容部分）、通番 50（保険医の弁明部分）、通番 65（開設者の弁明部分）、通番 66（開設者の弁明部分）、通番 68（開設者の弁明部分）、通番 70（開設者の弁明部分）、通番 71（開設者の弁明部分）、通番 77（開設者の弁明部分）、通番 79（開設者の弁明部分）、通番 80（開設者の弁明部分）、通番 81（保険医の弁明部分）、通番 84（保険医の弁明部分）、通番 85（保険医の弁明部分）、通番 86（開設者の弁明部分及び保険医の弁明部分）、通番 90（上記アを除く。）、通番 91（上記アを除く。）、通番 104、通番 105、通番 107 及び通番 109 は、保険医等の弁明であり、当該保険医等に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、原処分において当該保険医等の氏名が開示されていることから、法 6 条 2 項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番 1 ないし通番 3、通番 7、通番 10（聴取調書（従業員分）のうち患者証言部分）、通番 12、通番 14（患者個別調書のうち患者調査の結果部分）、通番 29（患者証言部分）、通番 30（患者証言部分）、通番 31（患者証言部分）、通番 32（聴取調書のうち患者証言部分）、通番 33（上記アを除く。）、通番 34、通番 35（上記アを除く。）、通番 36（患者個別調書のうち患者調査の結果部分並びに確認書のうち氏名を除く部分及び歯科レントゲン写真）、通番 38（上記アを除く。）、通番 39（患者個別調書のうち患者調査の結果部分及び確認書）、通番 40（患者個別調書のうち患者調査の結果部分並びに御返事（報告）のうち診断及び治療方針）、通番 42（上記アを除く。）、通番 43（患者調査の結果部分）、通番 44（上記アを除く。）、通番 45（患者調査の結果部分）、通番 46（上記アを除く。）、通番 47（確認書）、通番 48（上記アを除く。）、通番 49（上記アを除く。）、通番 50（患者調査の結果部分）、通番 51（上記アを除く。）、通番 52（患者個別調書のうち患者調査の結果部分）、通番 53（上記アを除く。）、通番 54（患

者調査の結果部分），通番 5 5（上記アを除く。），通番 5 6（患者個別調書のうち患者調査の結果部分及び確認書），通番 5 7（上記アを除く。），通番 5 8（上記アを除く。），通番 5 9，通番 6 0（患者調査の結果部分），通番 6 3（上記アを除く。），通番 6 6（上記ア及びイを除く。），通番 6 8（上記ア及びイを除く。），通番 6 9（確認書），通番 7 0（確認書），通番 7 1（確認書），通番 7 4（確認書），通番 7 6（確認書），通番 7 7（上記ア及びイを除く。），通番 8 0（確認書），通番 8 1（患者個別調書のうち患者調査の結果部分），通番 8 2（患者調査の結果部分），通番 8 3（患者個別調書のうち患者調査の結果部分及び歯科疾患管理料，新製有床義歯管理料算定にかかる確認表），通番 8 4（患者調査の結果部分），通番 8 5（患者調査の結果部分），通番 8 6（患者調査の結果部分），通番 8 7（上記アを除く。），通番 8 8 及び通番 9 3（14 頁及び 24 頁の不開示部分）は，患者の治療に係る情報及び被聴取者が被災した際の情報が記載されており，これを公にすることにより，特定保険医療機関の従業員等一定の関係者にとっては，当該患者が特定されるおそれがあることは否定できず，また，これらの情報は，通常人に知られたい機微な情報であり，当該情報が当該関係者に知られることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められることから，当該部分は，聴取調書等ごとに一体として，法 5 条 1 号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって，当該部分は，法 5 条 1 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 法 5 条 2 号イ該当性について（通番 4，通番 9，通番 3 7，通番 4 1，通番 6 1 及び通番 1 11）

ア 通番 4 及び通番 9 は特定保険医療機関と取引していた特定法人の住所，回答者の役職及び回答内容であり，通番 3 7 及び通番 6 1 は特定患者 A に処方された薬剤の調剤歴がある特定保険薬局の住所，電話番号及び F A X 番号であり，通番 4 1 は特定保険医療機関から特定患者 B の照会を受けた医療機関の住所及び電話番号であり，これらを公にすると，当該法人等が特定され，当該法人が個別指導を受けた特定保険医療機関と取引関係があったことが明らかになり，特定保険医療機関の不正請求に関係していたのではないかとの憶測を呼ぶおそれがあると認められ，社会的イメージの低下を招き，求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど，当該

法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 通番111は，特定報道機関の電話番号であり，これを公にすると，原処分で既に公にされている情報と照合することにより当該報道機関が明らかとなり，当該法人の取材のノウハウが同業他社に知られることとなり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条6号イ該当性について（通番11，通番16，通番18，通番20，通番22，通番24，通番26，通番28及び通番94）

当該部分は，保険医，開設者及び特定保険医療機関の従業員からの聴取内容であり，これを公にした場合，被聴取者が発言することをちゅうちょすること等により，監査に必要な具体的情報が十分に得られなくなり，保険医療機関等に対する監査事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあると認められるため，法5条6号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，2号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁が同条1号，2号イ及び6号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条1号，2号イ及び6号イに該当すると認められるので，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙 1

岩手県内の保険医療機関（医科，歯科）に対する指導・監査に関する資料
（平成27年度の資料）

- ① 個別指導ならびに新規個別指導の指摘事項
- ② 個別指導ならびに新規個別指導の結果
- ③ 共同指導の結果と指摘事項
- ④ 特定共同指導の結果と指摘事項
- ⑤ 監査の実施状況について
 - ア 実施件数が分かるもの
 - イ 監査実施通知
 - ウ 結果・処分内容が分かるもの
 - エ 返還金額が分かるもの
 - オ 聴取調書（追加調書分を含めて）
 - カ 弁明書
 - キ 患者個別調書
 - ク 同意書
 - ケ 聴聞通知書
 - コ 陳述書
 - サ 不利益処分の原因となる事実（具体的にどの請求項目等が不正・不当とされたのか分かるもの）など

※監査を受けた医療機関名，保険医名以外の監査に係る一切の資料
（平成28年度の資料）

- ① 平成28年度集個対象選定のための診療科別平均値一覧（全国分もあれば）
- ② 選定対象保険医療機関等数一覧（集团的個別指導及び個別指導）
- ③ 平成28年度集個対象選定のための，医療システムから高点数順にリスト化した病院・診療所別，診療科別の医療機関ごと順位表（医療機関ごとに平均点数，補正平均点数，件数が明示されているもの）
- ④ 平成28年度指導実施計画（指導の種類別の予定指導件数が分かるもの）
- ⑤ 選定委員会議事録
- ⑥ 平成28年度社会保険医療担当者指導計画（地域ごとの指導件数が分かるもの）

別紙 2

1 本件対象文書			2 通 番	原処分不開示部分				
番 号	文書名	頁		3 諮問に当たり 開示する部分	4 不開示を 維持する部 分	5 法5 条該当 号		
						1 号	2 号 イ	6 号 イ
1	個別指 導関係 書類	8 2	1	確認書のうち、開 設者氏名	確認書のう ち、記載内容	○		
		1 0 5 ないし 1 1 0	2	資料のうち、診療 録、歯式を除いた 部分	資料のうち、 診療録、歯式	○		
		1 1 7	3	資料のうち、歯式 を除いた部分	資料のうち、 歯式	○		
		1 7 8 ないし 1 7 9	4	・確認書のうち、 特定企業の所在 地、開設者印影を 除いた部分	確認書のう ち、特定企業 の所在地		○	
			5		確認書のう ち、開設者印 影	○		
1 2	監査結 果報告 書（平 成26 年3月 12日 ないし 13日 実施分 ）	2ない し5	6	特定年月日歯科監 査実施状況報告の うち、監査日、監 査の内容、今後の 予定	弁明書のう ち、記載内 容、開設者及 び保険医印影	○		
1 4	監査結 果報告 書（平 成26 年6月 26日	9ない し12	7	なし	ムシ歯診断書 のうち、患者 番号、歯式、 診断結果	○		

	実施分)							
1 7	関係者 調査書	1ない し9	8	・関係者調査書の うち、質問事項 ・5頁ないし9頁 の資料のうち、不 開示部分全て	関係者調査書 のうち、調査 対象者役職 等、印影	○		
			9		関係者調査書 のうち調査場 所、調査対象 者住所、回答 内容		○	
1 9	監査結 果報告 書（平 成26 年12 月16 日実施 分）	2ない し23	1 0	・特定年月日歯科 監査実施状況報告 のうち、今回の監 査で確認した事項 （1行目21文字 目ないし30文字 目を除く。）、今 後の進め方（次回 監査）（2行目1 0文字目ないし1 2文字目を除く。） ・特定保険医療機 関監査打合せのう ち、当日の担当 （3行目8文字目 ないし18文字目 を除く。）、監査 内容（1行目8文 字目ないし18文 字目を除く。）、 準備する書類等、 当日のスケジュール ・聴取調書のう ち、右欄を除いた	・特定年月日 歯科監査実施 状況報告のう ち、左欄を除 いた部分 ・特定保険医 療機関監査打 合せのうち、 当日の担当 （3行目8文 字目ないし1 2文字目）、 聴取調書対象 者職種、続 柄、監査内容 （1行目8文 字目ないし1 2文字目） ・聴取調書 （従業員分） のうち、回答 者生年月日、 住所、患者証 言 ・聴取調書 （保険医分）	○		

				部分	のうち，回答者生年月日，住所，従業員続柄			
			1 1		・聴取調書（保険医分）のうち，質問（15頁のうち「10頁」と記載のある部分の7行目ないし20行目を除いた部分），回答（15頁のうち「10頁」と記載のある部分の9行目10文字目ないし14行目を除いた部分）			○
2 0	監査関係書類に係る同意・受領書	2ないし6	1 2	なし	診療録等のうち，不開示部分全て	○		
2 2	監査結果報告書（平成27年2月5日実施分）	3ないし36	1 3	・特定年月日歯科監査実施状況報告のうち，右欄を除いた部分 ・特定保険医療機関実地調査に関する報告書のうち，右欄を除いた部分 ・特定保険医療機関監査実施計画の	・特定年月日歯科監査実施状況報告のうち，被監査者職種，続柄 ・特定保険医療機関実地調査に関する報告書のうち，対応者職種，	○		

				うち、右欄を除いた部分 ・特定保険医療機関監査打合せのうち、右欄を除いた部分 ・監査進行表（歯科）のうち、不開示部分全て	続柄 ・特定保険医療機関監査実施計画のうち、被監査者職種、続柄 ・特定保険医療機関監査打合せのうち、被監査者の職種の一部			
24	監査結果報告書（平成27年3月18日ないし19日実施分）	7ないし128	14	・患者個別調書のうち、制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、保険医の弁明、保険医の弁明の一部（109, 110頁）、開設者及び保険医氏名 ・弁明書のうち、開設者氏名	・患者個別調書のうち、保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、患者調査の結果、開設者及び保険医印影、保険医の弁明の左欄を除いた部分（109, 110頁） ・弁明書のうち、記載内容、開設者印影	○		
25	聴取調書1	2ないし10	15 16	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日、住所 ・質問及び回答（項番23ないし25, 28, 29, 31, 32, 35ないし3	○		○

		14ないし17	17	・右欄を除いた部分	7) ・回答者生年月日，住所，印影，立会人印影	○		
			18		・質問（項番1の1行目ないし23行目，29行目ないし33行目），回答（項番1の1行目ないし17行目，22行目ないし33行目，項番4の2行目7文字目ないし4行目，6行目，7行目，10行目ないし12行目13文字目，13行目6文字目ないし14行目），質問及び回答（項番2，3，6，7）			○
26	聴取調書2	1ないし3	19	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日，住所，印影，立会人印影，保険医の出身大学，卒業年度，医籍登録年月日，勤務歴	○		

		2 0		・質問及び回答（項番6ないし10）			○
	5ないし11	2 1	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日，住所，印影	○		
		2 2		聴取調書のうち，質問（項番1の1行目ないし3行目，12行目ないし29行目，項番5の1行目ないし5行目，項番6の1行目ないし5行目，項番7の1行目ないし12行目），回答（項番1の1行目ないし7行目，14行目ないし40行目，項番5の1行目ないし23行目，項番6の1行目ないし12行目，項番7の1行目ないし16行目），質問及び回答（項番2ないし4）			○
	13及び14	2 3	なし	・回答者生年月日，住所	○		

			2 4		・質問及び回答（項番1ないし5）			○
		17ないし68	2 5	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日，住所，印影，立会人印影，従業員続柄	○		
			2 6		・平成26年6月26日分のうち，質問及び回答（項番1），質問（項番2の20頁14行目6文字目ないし22行目，36行目を除いた部分，22頁12行目ないし22行目を除いた部分，23頁21行目ないし30行目を除いた部分，24頁6行目ないし8行目を除いた部分，25頁24行目ないし30行目を除いた部分，26頁29行目，30行目を除いた部分，28頁29行目な			○

					いし 3 1 行目 1 3 文字目を 除いた部分， 2 9 頁 7 行目 ないし 1 0 行 目， 1 2 行目 ないし 2 1 行 目を除いた部 分）， 回 答 （項番 2 の 2 0 頁 5 行目な いし 1 0 行 目， 1 5 行目 を 除 いた 部 分， 2 2 頁 1 1 行目ないし 1 8 行目を除 いた部分， 2 3 頁 1 3 行目 を 除 いた 部 分， 2 4 頁 3 行目を除いた 部分， 2 5 頁 1 2 行目を除 いた部分， 2 6 頁 1 1 行目 ないし 1 3 行 目を除いた部 分， 2 8 頁 1 6 行目， 1 7 行目を除いた 部分， 2 9 頁 6 行目ないし 7 行目 9 文字 目， 9 行目を 除いた部分） ・平成 2 6 年		
--	--	--	--	--	--	--	--

					8月19日分のうち、質問及び回答（項番1）、質問（項番2の49頁16行目ないし18行目を除いた部分）、回答（項番2の49頁9行目を除いた部分） ・平成26年12月16日分のうち、質問（60頁7行目ないし20行目を除いた部分）、回答（60頁9行目10文字目ないし14行目を除いた部分）			
		70ないし101	27	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日、住所、印影	○		
			28		・平成27年3月18日分のうち、質問及び回答（項番1ないし5, 7, 8, 10ないし15, 18）、質問（項番9の21行目な			○

					<p>いし 2 4 行目を除いた部分，項番 1 6 の 1 0 行目ないし 1 3 行目を除いた部分，項番 1 7 の 2 3 行目ないし 2 5 行目を除いた部分），回答（項番 9 の 1 5 行目ないし 1 9 行目を除いた部分，項番 1 6 の 6 行目ないし 8 行目を除いた部分，項番 1 7 の 1 4 行目，1 5 行目を除いた部分）</p> <p>・平成 2 7 年 3 月 1 9 日分のうち，質問及び回答（項番 1 ， 3 ， 4 ， 6 ないし 9 ），質問（項番 2 の 1 0 行目 5 文字目ないし 1 3 行目，1 5 行目，1 6 行目を除いた部分，項番 5 の 1 2 行目ない</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

					し14行目を除いた部分，項番10の8行目ないし12行目を除いた部分），回答（項番2の9行目，10行目，12行目，13行目を除いた部分，項番5の7行目，8行目を除いた部分，項番10の5行目ないし12行目を除いた部分）			
27	聴取調書3	1ないし16	29	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日，住所，印影，従業員続柄，立会人印影，患者証言	○		
28	聴取調書4	1ないし15	30	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日，住所，印影，従業員続柄，立会人印影，患者証言，回答欄（項番10）8行目	○		
29	聴取調書5	1ないし16	31	・右欄を除いた部分	・回答者生年月日，住所，印影，従業員続柄，立会人印影，患者証	○		

					言， 回答欄 (項番 20) 11 行目 15 文字目ないし 12 行目			
3 0	聴取調 書 6	1 ない し 27	3 2	・ 右欄を除いた部 分	・ 回答者生年 月日， 住所， 印影， 従業員 続柄， 立会人 印影， 患者証 言	○		
3 1	患者個 別調書 1	1 ない し 20	3 3	患者個別調書のう ち， 制度の別， 本 人・家族の別， 市 町村番号， 老人医 療受給者番号， 診 療録等の点検結 果， 開設者の弁 明， 保険医の弁 明， 開設者及び保 険医氏名	・ 患者個別調 書のうち， 保 険者番号， 被 保険者の記号 番号， 患者生 年月日， 患者 調査の結果， 開設者及び保 険医印影 ・ 歯科診療録 の不開示部分 すべて ・ 歯と口の治 療管理のう ち， 歯式 ・ 義歯・ブリ ッジ・冠の管 理のうち， 歯 式	○		
		25 ない し 29	3 4	・ 26 頁左端 3 文 字	・ 歯科レント ゲン写真	○		
		30 ない し 36	3 5	・ 制度の別	・ 左欄を除い た部分	○		
3	患者個	1 ない	3	・ 患者個別調書の	・ 患者個別調	○		

2	別調書 2	し57	6	うち、制度の別、 本人・家族の別、 市町村番号、老人 医療受給者番号、 診療録等の点検結 果、保険医の弁 明、開設者及び保 険医氏名 ・確認書のうち、 保険医氏名 ・あなたのお薬の うち、薬の名前・ 色・形・記号、薬 の写真、服薬時 期、効能効果、注 意事項等 ・薬剤及び薬袋の 写真	書のうち、保 険者番号、被 保険者の記号 番号、患者生 年月日、患者 調査の結果、 開設者及び保 険医印影 ・確認書のう ち、左欄を除 いた部分 ・あなたのお 薬のうち、薬 剤師印 ・資料のう ち、歯科レン トゲン写真			
			3 7	写真	あなたのお薬 のうち、特定 保険薬局住 所、電話番 号、FAX番 号		○	
		70な いし7 2	3 8	・制度の別及び質 問事項の一部	・左欄を除い た部分	○		
3 3	患者個 別調書 3	1ない し33	3 9	患者個別調書のう ち、制度の別、本 人・家族の別、市 町村番号、老人医 療受給者番号、診 療録等の点検結 果、保険医の弁 明、開設者及び保 険医氏名 ・確認書のうち、 保険医氏名	・患者個別調 書のうち、保 険者番号、被 保険者の記号 番号、患者生 年月日、患者 調査の結果、 開設者及び保 険医印影 ・確認書のう ち、左欄を除	○		

					いた部分			
3 4	患者個別調書 4	1ない し6	4	・患者個別調書のうち、制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、開設者の弁明、保険医の弁明、開設者及び保険医氏名 ・御返事（報告）のうち、診療科目、職種	・患者個別調書のうち、保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、患者調査の結果、開設者及び保険医印影 ・御返事（報告）のうち、患者生年月日、診断、治療方針、患者ID	○		
			4 1		・特定保険医療機関住所、電話番号		○	
		12ない し15	4 2	・制度の別	・左欄を除いた部分	○		
3 5	患者個別調書 5	1ない し2	4 3	・制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、保険医の弁明、開設者及び保険医氏名	・保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、患者調査の結果、開設者及び保険医印影	○		
			5ない し8	4 4	・制度の別	・左欄を除いた部分	○	
3 6	患者個別調書 6	1ない し4	4 5	・制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結	・保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、患者調査	○		

				果，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名	の結果，開設者及び保険医印影			
		7ないし10	46	・制度の別	・左欄を除いた部分	○		
37	患者個別調書7	1ないし2	47	・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち，保険医氏名	・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影 ・確認書のうち，左欄を除いた部分	○		
38	患者個別調書8	1ないし3	48	・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名 ・資料（7頁）のうち，質問事項 ・資料（8，9頁）のうち，特定保険医療機関名，診療科目，住所，電話番号，診療時間，その他様式 ・実態調査書（歯科）のうち，制度の別，質問事項の	・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影 ・資料（7頁）のうち，患者電話番号，回答内容 ・資料（8，9頁）のうち，予約日時 ・実態調査書（歯科）のうち，左欄を除いた部分	○		

				一部			
39	患者個別調書9	1ないし6	49	<ul style="list-style-type: none"> ・患者個別調書のうち、制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、保険医の弁明、開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち、保険医氏名 ・実態調査書（歯科）のうち、制度の別 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者個別調書のうち、保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、患者調査の結果、開設者及び保険医印影 ・確認書のうち、左欄を除いた部分 ・資料のうち、不開示部分全て ・実態調査書（歯科）のうち、左欄を除いた部分 	○	
40	患者個別調書10	1ないし23	50	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、保険医の弁明（21頁ないし23頁を除く）、保険医の弁明（21頁ないし23頁）の一部、開設者及び保険医氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、患者調査の結果、開設者及び保険医印影、保険医の弁明の左欄を除いた部分 	○	
		30ないし32	51	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の別 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄を除いた部分 	○	
41	患者個別調書	1ないし15	52	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の別、本人・家族の別、市 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号、被保険者 	○	

	1 1			町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名	の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影			
		2 0 ないし 2 2	5 3	・制度の別	・左欄を除いた部分	○		
4 2	患者個別調書 1 2	1 ないし 3	5 4	・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名	・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影	○		
		6 ないし 8	5 5	なし	・不開示部分全て	○		
4 3	患者個別調書 1 3	1 ないし 3 4	5 6	・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち，保険医氏名	・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影 ・確認書のうち，左欄を除いた部分	○		
		4 5 ないし 4 8	5 7	・制度の別，質問事項の一部	・左欄を除いた部分	○		
4 4	患者個別調書	1 ないし 5 5	5 8	・患者個別調書のうち，制度の別，	・患者個別調書のうち，保	○		

	14			<p>本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査書（歯科）のうち，制度の別，質問事項の一部 ・資料のうち，特定保険医療機関名，診療科目，住所，電話番号，診療時間，その他様式 	<p>険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査書（歯科）のうち，左欄を除いた部分 ・資料のうち，予約日時，患者番号 			
		68ないし70	59	<p>確認書のうち，保険医氏名</p>	<p>確認書のうち，左欄を除いた部分</p>	○		
45	患者個別調書 15	1ないし14	60	<p>・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料のうち，右欄を除いた部分 	<p>・患者個別調書のうち，被保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影</p>	○		
			61	<p>・資料のうち，右欄を除いた部分</p>	<p>資料のうち，保険薬局電話番号</p>		○	
46	患者個別調書 16	1	62	<p>・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結</p>	<p>・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及</p>	○		

				果，開設者の弁明，保険医の弁明，開設者及び保険医氏名	び保険医印影			
4 7	患者個別調書 17	1 ない し7	6 3	<ul style="list-style-type: none"> ・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名 ・実態調査書（歯科）のうち，制度の別 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影 ・実態調査書（歯科）のうち，左欄を除いた部分 ・資料（6，7頁）の不開示部分全て 	○		
		10	64	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影， 	○		
		12	65	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者及び保険医氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影，開設者の弁明 	○		
		14な	6	<ul style="list-style-type: none"> ・患者個別調書の 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者個別調 	○		

		いし1 6, 1 8及び 19	6	うち、制度の別、 本人・家族の別、 市町村番号、老人 医療受給者番号、 診療録等の点検結 果、開設者及び保 険医氏名 ・確認書のうち、 保険医氏名	書のうち、保 険者番号、被 保険者の記号 番号、患者生 年月日、開設 者及び保険医 印影、開設者 の弁明 ・確認書のう ち、左欄を除 いた部分			
		21	6 7	・制度の別、本 人・家族の別、市 町村番号、老人医 療受給者番号、診 療録等の点検結 果、開設者の弁 明、開設者及び保 険医氏名	・保険者番 号、被保険者 の記号番号、 患者生年月 日、開設者及 び保険医印影	○		
		23, 24, 26, 27, 29及 び30	6 8	・患者個別調書の うち、制度の別、 本人・家族の別、 市町村番号、老人 医療受給者番号、 診療録等の点検結 果、開設者及び保 険医氏名 ・確認書のうち、 保険医氏名	・患者個別調 書のうち、保 険者番号、被 保険者の記号 番号、患者生 年月日、開設 者及び保険医 印影、開設者 の弁明 ・確認書のう ち、左欄を除 いた部分	○		
		32及 び33	6 9	・患者個別調書の うち、制度の別、 本人・家族の別、 市町村番号、老人 医療受給者番号、 診療録等の点検結	・患者個別調 書のうち、保 険者番号、被 保険者の記号 番号、患者生 年月日、開設	○		

			果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち，保険医氏名	者及び保険医印影 ・確認書のうち，左欄を除いた部分			
35及び36	70	・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち，保険医氏名	・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影，開設者の弁明 ・確認書のうち，左欄を除いた部分	○			
38ないし40	71	・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，監査担当者の意見，開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち，保険医氏名	・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影，開設者の弁明 ・確認書のうち，左欄を除いた部分	○			
42及び44	72	・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名	・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影	○			

		4 6	7 3	・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，監査担当者の意見，開設者及び保険医氏名	・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影	○		
		4 8 及び 4 9	7 4	・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち，保険医氏名	・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影 ・確認書のうち，左欄を除いた部分	○		
		5 1 及び 5 3	7 5	・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名	・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影	○		
		5 5 及び 5 6	7 6	・患者個別調書のうち，制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名	・患者個別調書のうち，保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，開設者及び保険医印影 ・確認書のう	○		

			・確認書のうち、 保険医氏名	ち、左欄を除 いた部分			
60ないし69	77	77	・患者個別調書のうち、制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、開設者及び保険医氏名 ・実態調査書（歯科）のうち、制度の別	・患者個別調書のうち、保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、患者調査の結果、開設者及び保険医印影、開設者の弁明 ・実態調査書（歯科）のうち、左欄を除いた部分	○		
72及び74	78	78	・制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、開設者の弁明、開設者及び保険医氏名	・保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、開設者及び保険医印影	○		
76	79	79	・制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、診療録等の点検結果、開設者及び保険医氏名	・保険者番号、被保険者の記号番号、患者生年月日、開設者及び保険医印影、開設者の弁明	○		
78ないし81	80	80	・患者個別調書のうち、制度の別、本人・家族の別、市町村番号、老人医療受給者番号、	・患者個別調書のうち、保険者番号、被保険者の記号番号、患者生	○		

				診療録等の点検結果，開設者及び保険医氏名 ・確認書のうち， 保険医氏名	年月日，開設者及び保険医印影，開設者の弁明 ・確認書のうち，左欄を除いた部分			
4 8	患者個別調書 18	1ない し62	8 1	・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名	・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影，保険医の弁明	○		
		64ない し93， 95， 96， 98ない し130， 132ない し163 ないし 183 及び1 85ない し231	8 2	・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，	・保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果	○		
		233 ないし 241	8 3	・制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医	・保険者番号，被保険者の記号番号，	○		

				療受給者番号，診療録等の点検結果 ・ 歯科疾患管理料・新製有床義歯管理料算定にかかる確認表のうち，聴取事項	患者生年月日，患者調査の結果 ・ 歯科疾患管理料，新製有床義歯管理料算定にかかる確認表のうち，診療年月日，診療後の記載内容			
4 9	患者個別調書 19	1 ない し17 2	8 4	・ 制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者の弁明，開設者及び保険医氏名，監査担当者印影，監査担当者の意見，保険医の弁明（93頁）	・ 保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影，保険医の弁明（93頁を除く。）	○		
		173	8 5	・ 制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結果，開設者及び保険医氏名，監査担当者印影	・ 保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査の結果，開設者及び保険医印影，保険医の弁明	○		
		174 ないし 241	8 6	・ 制度の別，本人・家族の別，市町村番号，老人医療受給者番号，診療録等の点検結	・ 保険者番号，被保険者の記号番号，患者生年月日，患者調査	○		

				果，開設者及び保険医氏名，監査担当者印影	の結果，開設者及び保険医印影，開設者の弁明，保険医の弁明			
50	患者調査書1	2ないし40及び42ないし62	87	・制度の別	・左欄を除いた部分	○		
51	患者調査書2	3, 3 5, 4 0, 4 5, 5 0, 5 5, 6 0, 6 5, 6 6, 7 1, 7 6, 8 1, 8 6, 9 1及び96	88	なし	・資料のうち，不開示部分全て	○		
52	その他関係書類	9及び32	89	・右欄を除いた部分	・開設者印影	○		
54	弁明書1	1及び2	90	・開設者氏名	・記載内容，開設者印影	○		
55	弁明書2	1及び2	91	・保険医氏名	・記載内容，保険医印影	○		
56	東北厚生局歯科監査打合わせ報告	2ないし6	92	・監査案件（特定保険医療機関）打合せ要旨のうち，不開示部分全て ・監査案件（特定	・特定保険医療機関の経過一覧のうち，被監査者続柄	○		

書類			<p>保険医療機関) 打合せのうち、不開示部分全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保険医療機関の経過一覧のうち、右欄を除いた部分 				
	10ないし24	93	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料(10頁ないし13頁)のうち、不開示部分全て ・ 特定保険医療機関(岩手)聴取内容概要一覧のうち、右欄を除いた部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療録のうち、不開示部分全て ・ 特定保険医療機関(岩手)聴取内容概要一覧のうち、従業員続柄、患者聴取内容 	○		
		94			<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保険医療機関(岩手)聴取内容概要一覧のうち、開設者、保険医の聴取内容(18頁13行目35文字目ないし46文字目を除いた部分、19頁5行目41文字目ないし7行目20文字目、33行目28文字目ないし34行目を除いた部分、20頁3行目3文 		

					字目ないし5 行目4文字目 を除いた部 分, 21頁5 行目13文字 目ないし8行 目, 11行目 6文字目ない し12行目1 3文字目, 3 7行目7文字 目ないし38 行目6文字 目, 46行目 ないし50行 目を除いた部 分, 23頁1 0行目末尾な いし11行目 47文字目を 除いた部分)			
		26ないし29	95	・特定保険医療機 関不正事項・不当 事項一覧のうち, 不開示部分全て ・監査終了後作業 工程一覧のうち, 不開示部分全て ・個別事案の処理 経過一覧のうち, 右欄を除いた部分	・個別事案の 処理経過一覧 のうち, 被監 査者続柄	○		
57	厚生労働省保険局長内議起案	6ないし8	96	・内議書のうち, 右欄を除いた部分	・内議書のう ち, 開設者住 所, 保険医出 身学校名, 卒 業年次	○		
		13ないし	9	・内議書のうち,	・内議書のう	○		

		いし1 7	7	右欄を除いた部分	ち、被監査者の一部			
5 9	聴聞関係書類	42及び43	9 8	・内議書のうち、右欄を除いた部分	・内議書のうち、開設者住所、保険医出身学校名、卒業年次	○		
		46ないし52	9 9	・内議書のうち、右欄を除いた部分	・内議書のうち、被監査者の一部	○		
6 0	東北地方社会保険医療協議会諮問起案	10及び11	1 0 0	・特定保険医療機関の保険医療機関の指定を取消とする理由のうち、右欄を除いた部分	・特定保険医療機関の保険医療機関の指定を取消とする理由のうち、開設者住所	○		
		13ないし16	1 0 1	・特定保険医療機関の保険医療機関の指定を取消とする理由のうち、右欄を除いた部分	・特定保険医療機関の保険医療機関の指定を取消とする理由のうち、被監査者の一部	○		
		20及び21	1 0 2	・特定個人の保険医の登録を取消とする理由のうち、右欄を除いた部分	・特定個人の保険医の登録を取消とする理由のうち、開設者住所	○		
		22ないし26	1 0 3	・特定個人の保険医の登録を取消とする理由のうち、右欄を除いた部分	・特定個人の保険医の登録を取消とする理由のうち、被監査者の一部	○		
		30ないし33	1 0	・聴聞調書のうち、右欄を除いた	・聴聞調書のうち、36頁	○		

		8	4	部分 ・ 聴聞報告書のうち、不開示部分全て	16行目ないし30行目、37頁7行目ないし10行目			
		40ないし45	105	・ 聴聞調書のうち、右欄を除いた部分	・ 聴聞調書のうち、43頁31行目ないし41行目、44頁1行目ないし4行目、21行目ないし27行目	○		
61	東北地方社会保険医療協議会書類	28ないし30	106	・ 特定保険医療機関の保険医療機関の指定を取消とする理由のうち、右欄を除いた部分	・ 特定保険医療機関の保険医療機関の指定を取消とする理由のうち、被監査者の一部	○		
		36ないし43	107	・ 聴聞調書のうち、右欄を除いた部分	・ 聴聞調書のうち、42頁16行目ないし30行目、43頁7行目ないし10行目	○		
		49ないし52	108	・ 特定個人の保険医の登録を取消とする理由のうち、右欄を除いた部分	・ 特定個人の保険医の登録を取消とする理由のうち、被監査者の一部	○		
		56ないし61	109	・ 聴聞調書のうち、右欄を除いた部分	・ 聴聞調書のうち、59頁31行目ない	○		

					し 4 1 行目, 6 0 頁 1 行目 ないし 4 行 目, 2 1 行目 ないし 2 7 行 目			
6 3	マスコミ対応 関係書類	3 ない し 9	1	・照会受付票 1 の うち, 照会内容, 回答内容	・照会受付票 1 のうち, 連 絡先 (個人携 帯電話番号)	○		
			1 1 1					

※ 1 補充理由説明書の内容も反映済み。

※ 2 理由説明書において, 文書 3 7 の 4 欄に「患者調査の結果」と記載されているが, 当該部分は, 原処分で開示されているので, 当審査会事務局において当該記載を削除した。